



2022年5月24日

各 位

会 社 名 リバーエレクトック株式会社
代表者名 代表取締役社長 若尾 富士男
(コード：6666 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員総務本部長 天野 伸幸
(TEL. 0551-22-1211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第77回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに従い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記①～③の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 取締役の任期について不足事項を追加するため、第19条第2項の任期について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(任 期) 第 19 条 (条文省略) 2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(任 期) 第 19 条 (現行どおり) 2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役または前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(附 則)</u> 第 1 条 現行定款第14条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条は、なお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日(火)
定款変更の効力発生予定日 2022年6月28日(火)

以 上